

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月22日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第23号

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団条例（昭和42年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第14条 団員には、<u>年額報酬及び出動報酬</u>を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定による報酬の額は、年額報酬については別表第1に、出動報酬については別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による報酬の支給方法については、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）の適用を受ける特別職の職員の例による。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条</p> <p>団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用の弁償として旅費を支給する。</p> <p><u>2 &lt;省略&gt;</u></p> <p>別表第2（<u>第14条関係</u>）</p>	<p>(報酬)</p> <p>第14条 団員には、<u>別表第1に定める報酬</u>を支給する。</p> <p><u>2 前項の報酬の支給方法については、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）の適用を受ける特別職の職員の例による。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 団員が職務に従事するときは、<u>別表第2に定める範囲内において、費用を弁償する。</u></p> <p><u>2 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用の弁償として旅費を支給する。</u></p> <p><u>3 &lt;省略&gt;</u></p> <p>別表第2（<u>第15条関係</u>）</p>

区分	出動報酬の額	区分	費用弁償の額 (1回につき)
水火災その他の災害の現場に出動した場合	4時間までごとに 4,000 円	水火災その他の災害の現場に出動した場合	2,700 円
警戒、訓練若しくは予防広報又は出初式若しくは観閲式のため出動した場合	1回につき 2,500	警戒、訓練若しくは予防広報又は出初式若しくは観閲式のため出動した場合	1,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市消防団条例第14条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団条例第14条に規定する出動報酬（以下「出動報酬」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた出動報酬については、なお従前の例による。